

# 一般社団法人 大阪外食産業協会 外国人雇用委員会

新たな外国人材 (ORAグローバル事業者認証業務委託企業)



# 1 ビザの種類

技術・人文知識・国際業務	■大卒以上 ※学部との整合性
技能	■該当料理を10年以上の経験 ※専門料理店
特定技能	■N4以上 測定試験合格
特定活動 46号	■日本の大学を卒業・大学院を修了 ■JLPTでN1、BJTで480点以上
インターンシップ(特定活動)	■海外の大学と提携
ワーキングホリデー(特定活動)	■提携国のみ
日本の食文化海外普及人材育成事業(特定活動)	■日本国内の専門学校と提携

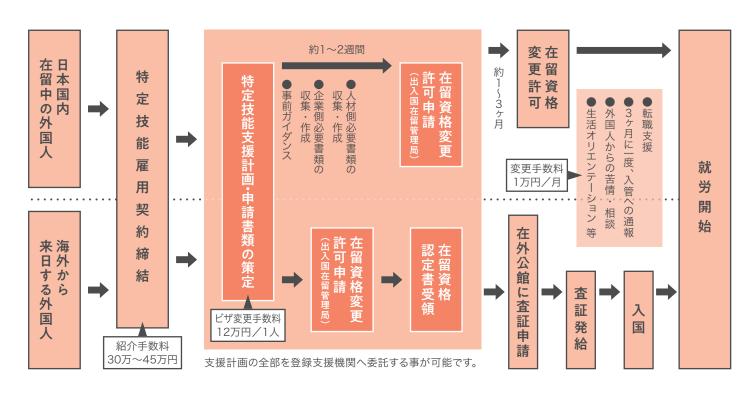
## □ 2 特定技能1号について

在留期間:1年(6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、最長通算5年間)

日本語能力水準:日本語能力試験 N4 以上又は国際交流基金日本語基礎テスト

技能水準:各測定試験に合格(外食業技能測定試験・宿泊業技能測定試験・飲食料品製造業技能測定試験)

家族の帯同:基本的に認めない(受け入れ機関又は登録支援機関による支援対象)



## 3 ビザ申請時必要書類

#### 【企業側】必要書類について

- ·特定技能所属機関概要書(作成)
- : 登記事項証明書
- ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書
- ・決算文書の写し(損益計算表及び貸借対照表)(直近2年分)
- : 法人税の確定电告書の控えの写し(直近2年分)
- ・労働保険料領収証書の写し(直近1年分)
- : 労働保険概算: 増加概算: 確定保険料申告書(事業主控)の写し (領収証書に対応する分)
- ・保健所長の営業許可証の写し(外食業の場合)
- ・担当役員の住民票の写し
- ・労働保険料等納付証明書(未納なし証明)
- · 社会保険料納入状況照会回答票
- : 健康保険: 厚生年金保険料領収証書の写し (在貿諸申請の日に属する月の前々月までの24か月分全て)
- : 税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び 地方消費税とする納税証明書
- ・(地方税)税目を法人住民税とする納税証明書

#### 【人材側】必要書類について

- ・日本語試験の合格証明書写し
- ・技能試験の合格証明書写し
- :履歴書
- ・証明写真
- ・日本にいる親族の有無
- ・パスポートコピー・在留カード表裏
- ・直近 1 年分の個人住民票の課税証明書及び納税証明書
- : 健康診断個人票
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・過去2年分の出席証明書、成績証明書、修了証明書
- ・国民健康保険被保険者証の写し
- ·国民健康保険料(税)納付証明書
- ・国民健康保険料領収証書の写し(在留資格変更許可申請の 日に属する月の前々月までの24か月分全て)
- ・被保険者記録照会(納付Ⅱ)(被保険者記録照会回答票を含む。)

## **1** 支援業務メニュー

#### ● 事前ガイダンス



従事する業務内容、日本で行うことが出来る活動、待遇について、各種生活支援内容についてなど。

#### 2 出入国する際の支援



港または空港と、受け入れ 企業または住居間の送迎。 出国の際は、保安検査場前 まで同行。

#### 03 適切な住宅の確保・生活に 必要な契約に係る支援



口座開設、航空券手配、転入 などの行政手続き、携帯電 話、各種ライフラインの解説 案内。

## 04 生活オリエンテーション の実施



入国後に必要な生活情報の 提供(少なくとも 8 時間以 上)や、各種機関の利用方法 など。

#### 15 日本語学習の機会の提供



日本語教育機関の情報提供・ 学習教材の提供、オンライン 講座の利用手続き補助・日本 語講師との学習機会の提供。

#### 目 相談・苦情への対応



相談または苦情への対応・生活・健康など、あらゆる悩みに対応する 13ヶ国語対応のホットライン。

#### 07 日本人との交流促進に 係る支援



孤独感を感じないよう、日本 企業で働く外国人材同士の 交流の場の情報提供。

#### 18 特定技能雇用契約を解除 される場合の転職支援



外国人の責めに帰すべき事由によらず、特定技能雇用契約を解除される場合の転職 支援。

#### 19 定期的な面談の実施・ 行政機関への通報



受け入れ企業及び1号外国 人それぞれとの定期的な面 談の実施、行政機関への通 報。

# 料金について

人材紹介手数料

■国内にいる外国人 30万円(税別)/1人

■海外にいる外国人 45万円(税別)/1人

特定技能ビザ 申請サポート

■ビザ取得時 **12万円**(税別)/1人

・特定技能外国人支援計画書作成補助 ・ビザ申請業務のサポート

・人材側の申請時提出資料のサポート

・企業側の申請時提出資料のサポート

・事前ガイダンスの提供等

登録支援業務

■月額 **1万5千円**(税別)/1人

- オリエンテーションの実施
- ・相談 又は 苦情への対応
- ・3ヶ月ごとの面談・行政機関への届出等

## 参加企業

#### 株式会社ジェイオフィス

https://www.gourmetcaree.jp/ 有料職業紹介事業:27ユ-301338

**2**06-6363-2737

担当:余田

数ジェイオフィス

#### 株式会社Funtoco



**2**06-6606-9097

http://funtoco-inc.com/

有料職業紹介事業: 27-ユ-30257

担当:西沢

△ 株式会社Funtoco

#### 合同会社CONVI



**2**080-4458-5443 https://convi.asia/ 担当:鍋島



#### 資格変更·登録支援

#### アイム行政書士法人



**2**06-4708-6662

http://www.office-gongben.com/ 担当:宮本

帰化・永住・VISA・在留資格の専門家 ™ アイム行政書士法人

### 株式会社Futaba



**2**06-6244-2528

https://www.futaba-edu.co.jp/ 担当:国定



#### 株式会社ケーススタディ



**2**06-6536-8363

担当:荒井

株式会社ケーススタディ

#### 浜田化学株式会社



☎06-6411-3457

http://www.hamadakagaku.co.jp/ 担当:岡野

● amada agaku ● •

#### 株式会社ヒロフードサービス



☎06-6606-9097

http://www.hirofoodservice.com 担当:井上

